

令和8年度小川町水道水質検査計画

小川町上下水道課

小川町では町民の皆さんに水道水をより安心して使っていただけるよう、令和8年度の小川町水道水質検査計画を策定しました。本計画は、水質検査の適正化や透明性を確保するために下記内容を定めています。

本計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水質状況及び留意事項
- 4 定期水質検査項目及び検査頻度
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査方法
- 7 本計画及び水質検査結果の公表
- 8 関係者との連絡調整
- 9 その他

本計画に基づき、水道水や水道の原水の水質検査を実施する予定です。そして、水道水が安全で良質であることをさらにご理解いただけるよう、計画の内容を公表します。



小川町水道水質検査計画

1. 基本方針

小川町水道水質検査計画は、安全で良質な水を町内に供給するとともに、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするものです。

(1) 検査地点

浄水については、水道法上の水質基準が適用される給水栓（蛇口）を検査地点とします。また、原水については、浄水場に設置した給水栓を検査地点とします。

(2) 検査項目

浄水は、水道法で検査を義務付けられている水質基準項目、小川町水道水質検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目を検査項目とします。

原水は、水質基準項目に加え、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づく指標菌及びクリプトスポリジウム等を検査項目とします。

(3) 検査頻度

検査頻度は、水道法に規定されている頻度、過去の水質検査における検出状況を考慮するだけでなく、町民に安全で安心な水を供給することを前提として、適切な頻度で実施します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水区域

小川町は、埼玉県の中央部よりやや西に位置し、周囲を緑豊かな外秩父の山々に囲まれ、市街地の中央に槻川が流れる、和紙や小川絹をはじめ、建具、酒造等の伝統産業で古くから栄えた町です。給水状況は以下の通りです。

給水状況（令和6年度）

区分	内容
給水人口	27,036人
給水戸数	13,535戸
配水量	3,560,902 m ³
1日最大配水量	10,772 m ³ （12月31日）
1日平均配水量	9,756 m ³

(2) 水源及び浄水方法

水源は、館川、槻川（伏流水）及び青山、古寺（地下水）を凝集沈澱・急速ろ過による浄水処理を行い、増尾（地下水）並びに県水（浄水）を次亜塩素酸ナトリウムによる浄水処理を行います。

水源名	種別	浄水方法	消毒剤
館川水源	伏流水	凝集沈澱・急速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
槻川水源	伏流水	凝集沈澱・急速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
青山水源	地下水	凝集沈澱・急速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
古寺水源	地下水	凝集沈澱・急速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
増尾水源	地下水		次亜塩素酸ナトリウム
県水	浄水		次亜塩素酸ナトリウム

(3) 浄水場及び配水施設

小川町は、浄水場（1箇所）及び配水場（3箇所）があり、これらを拠点として各家庭等に水道水を供給します。

施設名	所在地	主な設備
青山浄水場	大字青山1,016番地	県水貯水槽(5,000t) 浄水設備 配水設備 高圧受変電設備
円光寺配水場	大字青山2,041番地2	貯水槽(3,000t)×2槽
東小川配水場	東小川1丁目16番地1	貯水槽(1,500t)
みどりが丘配水場	大字角山1,127番地	貯水槽(1,500t)

3. 水質状況及び留意事項

(1) 浄水

過去5年間（令和2年度～令和6年度）の水質検査結果について、基準値を超えて飲用不適となったことはなく、水質が悪化する兆候もありません。

(2) 原水

年間を通して良好な状態にありますが、台風の大雨等に伴う急激な増水による水質汚濁や、少雨・渇水時期の河川への生活排水の流入が原因で水質が悪化することが考えられます。水質が悪化した場合には、取水の停止、または粉末活性炭処理を行います。また、原水に河川水（伏流水）及び地下水（浅井戸）を使用しているため、クリプトスポリジウム等の耐塩素性の病原微生物対策として指標菌検査を行い、監視を強化します。

4. 定期の水質検査項目及び検査頻度

(1) 定期水質検査地点

①浄水（給水栓）

水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく1日1回以上の検査は、水質自動監視装置を設置した2箇所（腰越、下里）で実施します。

また、水道法施行規則第15条第1項第1号ロに基づく検査は、配水系統毎

に末端の2箇所（木呂子、能増）の給水栓にて実施します。安全性を確保するため、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については浄水場出口水でも実施します。

②原水

伏流水2地点及び地下水3地点については、浄水場に設置したサンプリング用の蛇口から採水し検査します。

（2）定期水質検査項目及び頻度

①浄水

ア．1日1回以上検査（表－2）

水質自動監視装置で連続的に行います。検査する項目は、色、濁り及び消毒の残留塩素です。

イ．水質基準項目検査（表－1）

水道法施行規則第15条第1項第3号により、過去3年間の水質検査結果が良好な場合、検査頻度を省略できる項目もありますが、町では安全性の確保と町民へ安心な水の供給を前提として、検査回数の減や省略は極力行わず、水質基準全52項目を年4回実施し適正な管理に努めます。その他の月においては省略不可9項目を行います。

ウ．水質管理目標設定項目検査（表－3、表－4）

水質管理目標設定項目検査は、亜塩素酸、二酸化塩素を除く24項目を年1回行います。

また、農薬は、給水栓で留意すべき項目を抽出し、年3回（6月・7月・9月）行います。

エ．放射性物質（表－5）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質のモニタリングを行い、水道水の安全性を確保します。

②原水

ア．全項目検査（表－1）

消毒副生成物11項目及び味を除いた全40項目検査を年1回行います。ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については自主検査を行ってきましたが、令和8年度からは水質基準への格上げに伴い本検査の中で実施します。

イ．指標菌等検査（表－1）

クリプトスポリジウム等対策として、増尾水源は、指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）を毎月1回、クリプトスポリジウム検査を年4回行います。

館川水源、槻川水源、古寺水源及び青山水源の指標菌検査は年4回、クリプトスポリジウム検査は年1回行います。

また、ジアルジア検査は、全ての水源で年1回行います。

5. 臨時の水質検査

次のような事態が発生し、水質基準に適合しない恐れが生じた場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常が見つかったとき
- (3) 水源付近、給水区域およびその周辺において、消化器系感染症が流行したとき
- (4) 浄水処理過程に異常が見つかったとき
- (5) その他、特に必要があると認められたとき

6. 水質検査の方法と信頼性の確保

水質基準項目検査は、水道法 20 条第 3 項に規定する厚生労働省登録検査機関に委託して、厚生労働省告示に基づいた方法で実施します。

委託検査の実施状況は、検査の記録の提出等により確認します。また、精度管理の実施状況や水質検査に関する品質管理の認証状況等を確認するとともに、必要に応じて検査機関への立入りやクロスチェック等を行います。

7. 小川町水道水質検査計画及び水質検査結果の公表

小川町水道水質検査計画は、水道法第 24 条の 2 に基づき事業年度開始前に町ホームページ等により町民の皆様に公表します。

水質検査結果についても同様に公表します。

8. 関係者との連絡調整

水道水が原因で水質事故が発生した場合は、県、利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会、近隣市町村等と連携して情報交換を行い迅速かつ適切な対策を行います。

また、水源の水質状況を監視するため関係機関と水質関連データの共有化を図ります。

9. その他

(1) 自己検査等

自動連続測定機器は、委託による年一度の点検整備を行います。

また、その補正のために比色法（DPD 法）による残留塩素測定を行います。

(2) 水質監視

埼玉県水道水質管理計画に基づく、原水等の水質管理目標設定項目等の水質監視を行います。水質検査は、埼玉県衛生研究所に依頼して行います。

(3) 計画の見直し

水質の状況、国、県による助言・指導、町民の皆様の意見等を参考に、適宜本計画の見直しを行います。